

議会運営委員会

令和2年8月25日
委員会室

1 開 会

2 配布資料の確認

3 協議事項

- (1) 第77回9月定例会の運営等について
 - ア 定例会の日程等について
 - イ 委員会提出議案第3号 西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 - ウ その他
- (2) 政務活動費について
- (3) 陳情審査のあり方について
- (4) その他

4 その他

- (1) 10月の議会運営委員会開催予定日（定例日）
10月15日（木）午前9時30分から
- (2) その他

第77回西脇市議会 9月定例会の日程等について

記

1 上程予定議案とその取扱いについて (別紙のとおり)

(1) 日 程

8月25日 (火)	午前9時30分から	議会運営委員会
28日 (金)	午前9時30分から	議案説明会
9月1日 (火)	午前9時30分から	議員協議会
	午前10時00分から	本会議 (第1日)
		<u>(本会議終了後、資料請求調整会)</u>
2日 (水)	正午	議案質疑通告締切
		決算審査意見書に対する質疑締切
7日 (月)	午前10時00分から	本会議 (第2日)
		<u>(本会議終了後、決算審査意見書に対する質疑応答)</u>
		<u>(上記終了後、決算特別委員会質疑調整会)</u>
8日 (火)	午前9時30分から	文教民生常任委員会
9日 (水)	午前9時30分から	総務産業常任委員会
10日 (木)	午前9時30分から	予算常任委員会
	終了後	決算特別委員会
11日 (金)	午前9時30分から	決算特別委員会
14日 (月)	午前9時30分から	決算特別委員会
15日 (火)		委員会予備日
16日 (水)	正午	一般質問通告締切
17日 (木)	正午	討論通告締切
		<u>(一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催)</u>
24日 (木)	午前9時30分から	議員協議会
	午前10時00分から	本会議 (第3日)
25日 (金)	午前10時00分から	本会議 (第4日)
28日 (月)		予備日
29日 (火)	午前9時30分から	議会運営委員会

(2) 会 期

9月1日 (火) から9月28日 (月) までの28日間

3 会議録署名議員

第1日	1番	吉井 敏恭	議員	12番	林 晴信	議員
第2日	2番	近藤 文博	議員	10番	村井 正信	議員

第3日 3番 美土路祐子 議員 9番 岡崎 義樹 議員
第4日 4番 村岡 栄紀 議員 14番 寺北 建樹 議員

4 議案質疑及び決算審査意見書に対する質疑締切
9月2日(水) 正午

5 一般質問通告締切
9月16日(水) 正午

6 討論通告締切
9月17日(木) 正午

7 その他

・ 9月3日(木)

文教民生常任委員会 請求資料配布及びその他質疑締切 (17時)

・ 9月4日(金)

総務産業常任委員会 請求資料配布及びその他質疑締切 (17時)

・ 9月7日(月)

予算常任委員会及び決算特別委員会 請求資料配布

(別紙) 第77回西脇市議会定例会 (令和2年9月)

議案等	件名	9月1日(火) 午前10時 本会議 8月臨時会 報告済	7日(月) 午前10時 本会議	8日(火) 午前9時30分 文教民生	9日(水) 午前9時30分 総務産業	10日(木)~14日(月) 午前9時30分 予算・決算	24日(木) 午前10時 本会議	25日(金) 午前10時 本会議	28日(月) 予備日
西監報第7号	例月出納検査の結果について(報告)				(調査)				
西監報第8号	例月出納検査の結果について(報告)	〃			(〃)				
報告第8号	令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	諸報告			(〃)				
報告第9号	教育に関する事務の点検及び評価の報告について	〃		(調査)					
報告第10号	令和元年度一般財団法人西脇市住民サービス公社事業及び決算の報告について	〃		(〃)					
報告第11号	令和元年度公益財団法人北播磨地場産業開発機構事業及び決算の報告について	〃			(調査)				
報告第12号	令和元年度公益財団法人西脇市文化・スポーツ振興財団事業及び決算の報告について	〃		(調査)					
議案第65号	西脇市生涯学習まちづくりセンター条例を廃止する条例の制定について	提案説明	質疑~委員会付託○.....	委員長報告~採決		
議案第66号	西脇市民会館条例を廃止する条例の制定について	〃	〃○.....	〃		
議案第67号	西脇市健康づくりセンター条例を廃止する条例の制定について	〃	〃○.....	〃		
議案第68号	西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定について	〃	〃○.....	〃		
議案第69号	西脇市敬老金支給条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃○.....	〃		
議案第70号	西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃○.....	〃		
議案第71号	令和2年度西脇市一般会計補正予算(第7号)	〃	〃○.....	〃		
議案第72号	令和2年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	〃	〃○.....	〃		
議案第73号	令和2年度西脇市立学校給食センター特別会計補正予算(第3号)	〃	〃○.....	〃		
議案第74号	令和2年度西脇市介護保険特別会計補正予算(第4号)	〃	〃○.....	〃		
議案第75号	令和2年度西脇市病院事業会計補正予算(第2号)	〃	〃○.....	〃		
議案第76号	令和元年度西脇市一般会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃○.....	〃		
議案第77号	令和元年度西脇市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃○.....	〃		
議案第78号	令和元年度西脇市立学校給食センター特別会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃○.....	〃		
議案第79号	令和元年度西脇市老人保健施設特別会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃○.....	〃		
議案第80号	令和元年度西脇市公営墓地特別会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃○.....	〃		
議案第81号	令和元年度西脇市介護保険特別会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃○.....	〃		
議案第82号	令和元年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃○.....	〃		
議案第83号	令和元年度西脇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の報告について	〃	〃○.....	〃		

議案等	件名	9月1日(火) 午前10時 本会議	7日(月) 午前10時 本会議	8日(火) 午前9時30分 文教民生	9日(水) 午前9時30分 総務産業	10日(木)~14日(月) 午前9時30分 予算・決算	24日(木) 午前10時 本会議	25日(金) 午前10時 本会議	28日(月) 予備日
議案第84号	令和元年度西脇市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の報告について	提案説明	質疑～委員会付託○.....	委員長報告～採決		
議案第85号	令和元年度西脇市水道事業会計決算の報告について	〃	〃○.....	〃		
議案第86号	令和元年度西脇市下水道事業会計決算の報告について	〃	〃○.....	〃		
議案第87号	令和元年度西脇市立西脇病院事業会計決算の報告について	〃	〃○.....	〃		
議案第88号	人権擁護委員の候補者の推薦について	提案説明・即決							
議案第89号	北播磨清掃事務組合の解散について	提案説明	質疑～委員会付託○.....	委員長報告～採決		
議案第90号	北播磨清掃事務組合規約の変更について	〃	〃○.....	〃		
議案第91号	西脇多可行政事務組合規約の変更について	〃	〃○.....	〃		
議案第92号	北播磨清掃事務組合の解散に伴う財産処分について	〃	〃○.....	〃		
議案第93号	工事請負契約(西脇市新庁舎・市民交流施設建設工事)の変更について	〃	〃○.....	〃		
委員会提出 議案第3号	西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	提案説明・即決							
陳情第2号	令和3年度西脇市就学前教育・保育関係予算に対する要望書	8月臨時会 報告済		(審査)			委員長報告～質疑		
陳情第3号	市立しばざくら幼稚園園児募集延長に伴う閉園延長に関する陳情書	諸報告		〃			〃		
—	文教民生常任委員会の事務事業評価の結果報告について	委員長報告							
—	総務産業常任委員会の事務事業評価の結果報告について	〃							
—	西脇市議会決算特別委員会の設置について		提案～簡易採決						
—	西脇市議会決算特別委員会委員の選任について		指名						
—	西脇市議会議員の派遣について						議長提案・即決		
—	文教民生常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						委員長申出・即決		
—	総務産業常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						〃		
—	予算常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						〃		
—	議会運営委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						〃		
—	一般質問						○	○	

9月定例会の運営の基本的な考え方

1 西脇市新型コロナウイルス等タイムライン抜粋（8月臨時会時から変更なし）

部署	部署毎の行動目標	北播磨管内・隣接市発生期	市内発生期
議 会 事 務 局	市議会議員との連絡調整	発生状況、国・県・市の対応策等の情報提供	議員自身の安全確保の徹底 市の対応状況等の情報提供
	議会運営・定例会等の開催	感染リスクが少ない議会運営の実施	議案審査、議決に特化した運営の実施
	諸室の感染予防・拡大防止	傍聴は遠慮願う 諸室の換気の徹底	常時出席者及び説明員の制限

※ 県内感染者：8月24日現在：2,129人（20人/日以上は7月28日から27日連続）⇒下記参照

加東健康福祉事務所管内（各市町分含む。）：23日現在（24日神戸新聞朝刊）48人⇒増加傾向

西脇市：7月22日に感染症患者発生

2 現状を踏まえた議会運営

(1) 各議員の取組

- ・毎日の検温、手洗い、手指消毒、マスクの着用を徹底する。

(2) 本会議への理事者出席

- ・「3密」を避けるため、特別職、議案説明部長及び議事担当とする。

(3) 常任委員会の座席

- ・1つの机に対し一人の委員が着席する。

(4) 議場及び委員会室の換気

- ・議場及び委員会室の出入口を開放、又は、冷房時は1時間毎に換気する。

(5) 傍聴の取扱い

- ・本会議は9人、総務産業常任委員会及び文教民生常任委員会は3人とする。
- ・議員協議会及び予算常任委員会・決算特別委員会は、余裕スペースが少ないため、ご遠慮いただくことを原則とし、強く希望される場合は3人まで可とする。
- ・議員の常任委員会傍聴は遠慮いただく。

(6) 委員長報告

- ・通常どおり実施する。

(7) 一般質問

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じていることに鑑み、今、提案すべき課題等に関する質問を行うことを心がける。

3 その他（参考）

- ・兵庫県では、1週間平均40人を下回り、8月17日に「感染拡大期Ⅱ」から「感染拡大期Ⅰ」に警戒レベル引き下げられたが、引き続き警戒宣言がなされ、県境をまたぐ不要不急の移動の自粛、3密の回避、熱中症に留意したマスクの着用等「ひょうごスタイル」を提唱し、感染防止を呼びかけている。

第77回市議会定例会提出議案の概要

議案第65号 西脇市生涯学習まちづくりセンター条例を廃止する条例の制定について

- ・市庁舎等の移転に伴い、公共施設の総量適正化及び市の事務所機能の集約化を図るため、西脇市生涯学習まちづくりセンターの供用を廃止する。
- ・施行期日は、規則で定める日

議案第66号 西脇市民会館条例を廃止する条例の制定について

- ・市庁舎等の移転に伴い、公共施設の総量適正化を図るため、西脇市民会館の供用を廃止する。
- ・施行期日は、規則で定める日

議案第67号 西脇市健康づくりセンター条例を廃止する条例の制定について

- ・市庁舎等の移転に伴い、公共施設の総量適正化及び市の事務所機能の集約化を図るため、西脇市健康づくりセンターの供用を廃止する。
- ・施行期日は、規則で定める日

議案第68号 西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定について

- ・地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

【改正の概要】

○未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等
（第24条、第34条の2）

- (1) 対象税 個人市民税
- (2) 施行日 令和3年1月1日
- (3) 内 容
 - ア ひとり親控除の創設
 - イ 寡婦（寡夫）控除の見直し
 - ウ 人的非課税措置の見直し

○低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設
（附則第17条）

- (1) 対象税 個人市民税
- (2) 施行日 令和3年1月1日
- (3) 内 容

人口減少が進展し利用ニーズが低下する土地が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進することにより、適切な利用・管理を確保し、更なる所有者不明土地の発生を予防するため、個人が保有する低額な土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例措置を創設

○市たばこ税の見直し（第94条）

(1) 対象税 市たばこ税

(2) 施行日 (3)アは令和2年10月1日、(3)イは令和3年10月1日

(3) 内容

軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

ア 1本当たり0.7グラム未満の葉巻たばこについて、紙巻たばこ0.7本に換算

イ 1本当たり1グラム未満の葉巻たばこについて、紙巻たばこ1本に換算

○法人市民税の延滞金の割合の特例の見直し（附則第3条の2）

(1) 対象税 法人市民税

(2) 施行日 令和3年1月1日

(3) 内容

納期限の延長が認められた法人市民税について、延長期間に係る延滞金の割合の特例の見直し（同条第2項）

○その他引用条項等の改正

議案第69号 西脇市敬老金支給条例の一部を改正する条例の制定について

- ・敬老金の受給資格及び支給金額の見直しに伴い、所要の改正を行う。
- ・施行期日は、令和3年4月1日

【改正の概要】

- (1) 満77歳 5,000円 → 廃止
- (2) 満88歳 30,000円 → 10,000円
- (3) 満99歳 50,000円 → 20,000円

議案第70号 西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- ・地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。
- ・施行期日は、令和3年1月1日

議案第71号 令和2年度西脇市一般会計補正予算（第7号）

- ・ふるさと寄附促進事業（企業版ふるさと納税促進事業を含む。）
- ・地産地消推進事業（給食C特会と関連）
- ・西脇小学校歴史的建造物保存活用事業
- ・上記のほか、所要の補正

議案第72号 令和2年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- ・国県支出金等返納事業
- ・上記のほか、所要の補正

議案第73号 令和2年度西脇市立学校給食センター特別会計補正予算（第3号）

- ・ 県産和牛肉学校給食提供に係る補正

議案第74号 令和2年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第4号）

- ・ 国県支出金等返納金の額の確定に伴う補正
- ・ 上記のほか、所要の補正

議案第75号 令和2年度西脇市病院事業会計補正予算（第2号）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応に係る補正

議案第76号から議案第87号まで 令和元年度西脇市一般会計ほか11会計決算の報告について

- ・ 別紙のとおり

議案第88号 人権擁護委員の候補者の推薦について

- ・ 委員9人のうち、1人が任期満了
- ・ 氏名：笹倉紀子（西脇、新）
- ・ 任期：令和3年1月1日から令和5年12月31日まで（3年間）

議案第89号 北播磨清掃事務組合の解散について

- ・ 平成31年3月31日付けで北播磨清掃事務組合の構成市町から加東市が脱退したことにより、同一の構成市町となった北播磨清掃事務組合と西脇多可行政事務組合を統合する。
- ・ 今回の統合は、北播磨清掃事務組合を解散し、西脇多可行政事務組合へ事務を承継する。
- ・ 解散する日は、令和3年3月31日

議案第90号 北播磨清掃事務組合同規約の変更について

- ・ 北播磨清掃事務組合の解散に伴い、「解散した場合の事務の承継及び決算審査」を加える。
- ・ 施行期日は、兵庫県知事の許可のあった日

議案第91号 西脇多可行政事務組合同規約の変更について

- ・ 北播磨清掃事務組合の解散に伴い、承継する事務及び経費の負担方法を加えるとともに、従前の事務に要する経費の負担方法を変更する。
- ・ 施行期日は、令和3年4月1日

議案第92号 北播磨清掃事務組合の解散に伴う財産処分について

- ・北播磨清掃事務組合の財産は、全て西脇多可行政事務組合に引き継ぐ。

【財産の概要】

- ・令和3年3月31日現在の有形固定資産、基金、組合債等

議案第93号 工事請負契約（西脇市新庁舎・市民交流施設建設工事）の変更について

- ・変更内容は、下記のとおり。
 - (1) 官公庁等の助言に基づく再検討による変更
 - (2) 指定管理者など関係者との再協議による変更
 - (3) 工事施工に伴う変更
- ・変更増金額は、94,857,400円（8月補正予算措置済）

第 77 回市議会定例会提出議案

(R 2. 8. 25 告示)

議案等	議案名	内 容	提案説明者
議案第65号	西脇市生涯学習まちづくりセンター条例を廃止する条例の制定について	新庁舎・市民交流施設への移転に伴う廃止	都市経営部長
議案第66号	西脇市民会館条例を廃止する条例の制定について	新庁舎・市民交流施設への移転に伴う廃止	教育部長
議案第67号	西脇市健康づくりセンター条例を廃止する条例の制定について	新庁舎・市民交流施設への移転に伴う廃止	くらし安心部長
議案第68号	西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う 所要の改正	総務部長
議案第69号	西脇市敬老金支給条例の一部を改正する条例の制定について	敬老金の受給資格及び支給金額の見直しに伴う 所要の改正	福祉部長
議案第70号	西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う 所要の改正	くらし安心部長
議案第71号	令和2年度西脇市一般会計補正予算（第7号）	所要の補正	副市長
議案第72号	令和2年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	所要の補正	〃
議案第73号	令和2年度西脇市立学校給食センター特別会計補正予算（第3号）	所要の補正	〃
議案第74号	令和2年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第4号）	所要の補正	〃
議案第75号	令和2年度西脇市病院事業会計補正予算（第2号）	所要の補正	病院事務局長
議案第76号	令和元年度西脇市一般会計歳入歳出決算の報告について		市長
議案第77号	令和元年度西脇市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第78号	令和元年度西脇市立学校給食センター特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第79号	令和元年度西脇市老人保健施設特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第80号	令和元年度西脇市公営墓地特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第81号	令和元年度西脇市介護保険特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第82号	令和元年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第83号	令和元年度西脇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第84号	令和元年度西脇市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第85号	令和元年度西脇市水道事業会計決算の報告について		〃
議案第86号	令和元年度西脇市下水道事業会計決算の報告について		〃

議案第87号	令和元年度西脇市立西脇病院事業会計決算の報告について		市長
議案第88号	人権擁護委員の候補者の推薦について	任期満了に伴う委員候補者の推薦	〃
議案第89号	北播磨清掃事務組合の解散について	組合の解散について、地方自治法第 290条の規定に基づき議会の議決を求める。	くらし安心部長
議案第90号	北播磨清掃事務組合同約の変更について	組合の解散に伴う規約の変更	〃
議案第91号	西脇多可行政事務組合同約の変更について	北播磨清掃事務組合の事務の承継に伴う規約の変更	〃
議案第92号	北播磨清掃事務組合の解散に伴う財産処分について	組合の解散に伴い、財産を西脇多可行政事務組合に帰属させる。	〃
議案第93号	工事請負契約（西脇市新庁舎・市民交流施設建設工事）の変更について	西脇市新庁舎・市民交流施設建設工事請負契約の変更	都市経営部長
報告第 8 号	令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第22条第 1 項の規定による報告	—
報告第 9 号	教育に関する事務の点検及び評価の報告について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26 条の規定による報告	—
報告第10号	令和元年度一般財団法人西脇市住民サービス公社事業及び決算の報告について	地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定に基づく報告	—
報告第11号	令和元年度公益財団法人北播磨地場産業開発機構事業及び決算の報告について	地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定に基づく報告	—
報告第12号	令和元年度公益財団法人西脇市文化・スポーツ振興財団事業及び決算の報告について	地方自治法第 243条の 3 第 2 項の規定に基づく報告	—

令和元年度決算の概要

1 会計別決算の状況

(単位 千円)

会計別	歳入額	歳出額A	差引額	30年度歳出額B	比較A-B	伸率%	
一般会計	20,481,678	20,421,490	60,188	18,717,633	1,703,857	9.1	
特別会計	国保特会	4,471,292	4,429,245	42,047	4,452,562	△ 23,317	△ 0.5
	介護特会	4,773,132	4,676,176	96,956	4,628,669	47,507	1.0
	その他	1,503,406	1,489,154	14,252	1,453,147	36,007	2.5
	計	10,747,830	10,594,575	153,255	10,534,378	60,197	0.6
企業会計	水道事業会計	1,106,661	1,123,841	△ 17,180	1,106,750	17,091	1.5
	下水道事業会計	2,029,973	2,029,939	34	2,071,153	△ 41,214	△ 2.0
	病院事業会計	8,356,310	8,354,248	2,062	8,282,349	71,899	0.9
	計	11,492,944	11,508,028	△ 15,084	11,460,252	47,776	0.4
合計	42,722,452	42,524,093	198,359	40,712,263	1,811,830	4.5	

※企業会計は、収益的収支額を計上している（税抜き）

2 決算の概要

(1) 一般会計

ア 歳入においては、未収特財を除く実質的な予算比が 96.00%とほぼ予算額どおりとなりました（財政調整基金取崩し6億円）。一方、歳出においては、経常経費の節減に努めた結果、翌年度への繰越分を除いた予算額に対する執行率は 95.82%となり8億9,149万円の不用額が生じました。

形式収支は 6,018万8千円、繰越財源を除いた実質収支（黒字額）は 3,820万4千円となり、そのうち2千万円を財政調整基金に積み立てました。

イ 普通建設事業

(単位 千円)

庁舎等整備事業	628,488
農業振興施設整備事業	390,215
鳥獣被害防止総合対策事業	24,887
市営土地改良事業	41,064
新庁舎周辺地域整備事業	96,000
市単独道路改良・舗装事業	43,199
JR鍛冶屋線跡地道路整備事業	290,640
新庁舎周辺道路整備事業	94,081
橋りょう維持事業	97,397
市営住宅長寿命化対策事業	41,007
防災行政無線設備整備事業	230,472
西脇小学校校舎整備事業	350,246
青年の家施設整備事業	19,637
その他	247,151
合計	2,594,484 70.1%増

(2) 特別会計

国民健康保険特別会計については、兵庫県から提示された標準保険料率を参考にした保険料率の改正や収納率の向上により、財政調整基金を取り崩すことなく 4,204万7千円の黒字となりました。その他の7特別会計については、概ね予算どおりの執行となりました。

(3) 企業会計

水道事業については、引き続き老朽管更新工事を実施しました。決算では、1,718万円の赤字となりました。

下水道事業については、浸水被害を軽減するため、日野地区東部浸水対策工事の最終工事となる郷瀬町の雨水幹線排水路改良工事に着手しました。また、効率的な汚水処理を推進するため、合山地区を公共下水道へ接続するとともに、黒田庄地区では、小苗処理区を北部処理区に統合したほか、昨年度に引き続き黒田庄浄化センターの長寿命化工事を実施しました。決算では、3万4千円の黒字となりました。

病院事業については、地域包括ケア病棟を活用した在宅復帰に向けた医療や支援、休日や夜間における大腿骨近位部骨折患者の積極的な受入れを行いました。また、新型コロナウイルス感染症対応として、西脇市多可郡医師会と連携し、発熱トリアージ外来を開設しました。決算では206万2千円の黒字となりました。

3 財政の状況

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標であり、令和元年度の経常収支比率は92.9%で、前年度の89.7%から3.2ポイント悪化しております。前年度と比べ、地方交付税の減少等により分母となる経常一般財源が減少し、補助費等の増加により分子となる経常経費充当一般財源が増加したことが要因です。

(2) 基金

令和元年度末現在、財政調整基金をはじめとする基金の総額は、109億2,099万4千円となりました。(財政調整基金残高：51億5,308万5千円)

(3) 市債

令和元年度末現在、一般会計をはじめとする市債残高の総額は、470億7,047万5千円となりました。(一般会計市債残高：201億4,142万3千円)

4 健全化判断比率等の状況(別添資料)

(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)

(資金不足比率)

項目	令和元年度末現在
実質赤字比率	
連結実質赤字比率	
実質公債費比率	
将来負担比率	
資金不足比率	

令和元年度 決算の状況

(単位 千円)

区分	一般会計	国民健康	学校給食	老人保健	公営墓地	介護保険	茜が丘宅地	後期高齢者	太陽光	特別会計	一般会計
		保険 特別会計	センター 特別会計	施設 特別会計	特別会計	特別会計	供給事業 特別会計	医療 特別会計	発電事業 特別会計	合計	特別会計 合計
歳入総額	20,481,678	4,471,292	284,554	499,904	4,068	4,773,132	34,510	612,155	68,215	10,747,830	31,229,508
歳出総額	20,421,490	4,429,245	284,554	499,904	4,068	4,676,176	34,510	597,903	68,215	10,594,575	31,016,065
歳入歳出差引額	60,188	42,047	0	0	0	96,956	0	14,252	0	153,255	213,443
翌年度へ繰り越すべき財源	21,984	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,984
継続費通次繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越明許費繰越額	21,984	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,984
事故繰越繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支額	38,204	42,047	0	0	0	96,956	0	14,252	0	153,255	191,459
実質収支額のうち 地方自治法の規定 による基金繰入額	20,000	22,000	0	0	0	30,108	0	0	0	52,108	72,108

1 健全化判断比率

(単位 %)

区 分	令和元年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.11	20.00
連結実質赤字比率	—	18.11	30.00
実質公債費比率	8.9	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載している。

※ 将来負担比率がマイナスとなる場合は、「—」と記載している。

2 資金不足比率

(単位 %)

区 分	令和元年度決算	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	
病院事業会計	—	20.0	
太陽光発電事業特別会計	—	20.0	

※ 資金不足が生じない場合は、「—」と記載している。

第 77 回市議会提出補正予算案の概要

歳入歳出予算

(単位 千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正予算の主な内容	
一般会計(第7号)	30,528,087	824,227	31,352,314	議員活動事業	△ 890
				議員研修事業	△ 100
				庁舎等整備事業	968
				結婚活動支援事業	△ 300
				国県支出金等返納事業	75,000
				富良野市友好親善事業	△ 72
				ふるさと寄附促進事業	590,491
				企業版ふるさと納税促進事業	1,100
				地域活性化まつり事業	△ 190
				社会保障・税番号制度システム整備事業	14,982
				国保会計繰出事業(人件費等)	800
				手話通訳者等派遣事業	△ 55
				意思疎通支援者養成・啓発講座開催事業	△ 200
				身体障害者運転免許取得費・自動車改造費助成事業	100
				業務効率化推進事業	1,088
				生活保護法施行事務経費	710
				地産地消推進事業	4,910
				農産物直売所管理運営事業	445
				地域商業活性化支援事業	△ 1,000
				産業立地促進賃料補助事業	229
				国道 175号バイパス整備促進事業	150
				橋りょう維持事業	127,000
				西脇小学校歴史的建造物保存活用事業	3,128
				就学前教育推進事業(会計年度)	713
				にしわき学力向上事業	1,035
				スクール・サポート・スタッフ配置事業(会計年度)(小学校費)	3,696
				小学校教育用コンピュータ設置事業	1,068
				スクール・サポート・スタッフ配置事業(会計年度)(中学校費)	2,113
				中学校教育用コンピュータ設置事業	550
				多文化共生サポート事業	58
				マラソン大会開催事業	△ 1,800
				西脇多可新人高校駅伝競走大会開催事業	△ 1,500
				合 計	824,227
				(財源内訳)	
				特定財源	550,259
				一般財源所要額	273,968

特別会計	10,885,923	27,999	10,913,922		
国民健康保険特別会計(第2号)	4,288,993	16,800	4,305,793	国保一般事務経費 国県支出金等返納事業	800 16,000
学校給食センター特別会計(第3号)	318,048	5,410	323,458	給食事業	5,410
介護保険特別会計(第4号)	5,044,460	5,789	5,050,249	国県支出金等返納事業 介護保険財政調整基金管理事業	△ 552 6,341

【企業会計】					
病院事業会計(第2号)					
				新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金	150,000千円

委員会提出議案第3号

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和2年9月1日

西脇市議会議会運営委員会
委員長 中川正則

(理由)

議案の提出及び修正の動議成立に必要な賛成者の人数の表記並びに質疑の回数等の表記について、より分かりやすくするため。

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則

西脇市議会会議規則（平成17年西脇市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議案の提出) 第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者（提出者を含む。）が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者（提出者を含む。）が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(修正の動議) 第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者（発議者を含む。）が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(質疑の回数) 第55条 質疑は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。ただし、一問一答方式で質疑を行う場合又は特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(発言規定の準用) 第63条 質問については、第55条（質疑の回数）及び第59条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。</p>	<p>(議案の提出) 第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(修正の動議) 第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(質疑の回数) 第55条 質疑は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(発言規定の準用) 第63条 質問については、第55条（質疑の回数）（緊急質問に限る。）及び第59条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

政務活動費の増額について

令和2年7月31日

月曜会 代表 中川正則

○ 現行の年間4万4,500円からの増額について

政務活動費のほとんどを旅費・宿泊費に充てるとなると距離、日程等に制限があり十分ではないことから消極的な使用となっていた。年額10万円あればこれまでより遠方、もしくは回数増の視察も可能になる。

○ 前期・後期一括支給への要望。

前回の意見としては前期、後期2分割支給を要望したが調査、視察の時期や回数の変動により収支決算が、前期からの繰り越しや後期からの前倒しなど、混乱する。年度分一括で要望します。

○ 会派での図書購入について (確認事項)

購入する図書は必要であれば、会派人数分の購入も可能とする。

R 2 . 7 . 3 0

青葉会・公明党

政務活動費について

<青葉会・公明党の要望>

現状の年間一人当たり44,500円を年間120千円に増額

増額理由は、課題解決に向けて、より質の高い議論、討論、所感事務調査や一般質問を行う事を行う事を目的とする。

使途別概算

* J I A M他の研修受講ならびに研究会への参加費 50千円

及び オンラインセミナー等の受講費

* 調査研究、情報収集のために必要な資料購入費 30千円

* 調査研究活動のための先進地調査または現地調査に要する費用

40千円

以上

第6控室所属議員打合せ 意見

2020.6.25

1、政務活動費について

- ・協議すべき内容
 - ・政務活動費の増額の是非
 - ・増額する場合の額の在り方について
 - ・開始時期について
 - ・使途について
 - ・交付方法について
- ・出された意見
 - ・金額は5万円で使途は現状のまま 1人
 - ・使途は議員ニュースを可能にする、金額は12万円（月1万円）2人
 - ・コロナが起き、コストの増額について議論する時期ではない。
今は議論を凍結すべき 1人
 - ・廃止 1人
 - ・使途は現状維持、金額は24万円（月2万円）とするがそれができない場合は、廃止する。 1人

2、一般質問のあり方について

- ・出された意見
 - ・一般質問は上手下手があって良いが、部長答弁で終わる質問は控える。
 - ・議会で規制するのは良くない。
 - ・一般質問の意義（行政全般について市長の所信を質すもの）をその都度周知する

3、陳情審査のあり方について

- ・出された意見
 - ・陳情内容を理解して望むこと
 - ・内容についての事前調査を徹底する

2020年 地方議会特別セミナーin 姫路

『議員の資質向上と政務活動費活用策』

講師：自治体議会研究所 代表 高沖秀宣 氏

時：2020年8月5日 13:30～16:30

場所：姫路市民会館5階第11会議室

セミナー参加者：西脇市議会（5名）

中川正則 村井正信 岡崎義樹 近藤文博 村井公平議長
他 加東市議会（1名） 姫路市議会（6名）

<講演内容>

第一講 議員の資質向上

- I 議会の役割・機能
- II 議員の役割・資質
- III 「二元代表制」と「議会改革」
 - (1) 「二元代表制」について
 - (2) 議会改革について

第二講 政務活動費活用策

- I 政務活動費とは何か
 - (1) 地方自治法の規定
 - (2) 調査研究その他の活動 経費の範囲について条例で定めること
 - (3) 使途の透明性の確保
- II 政務活動費の適正な運用
使うことが目的ではなく、議員活動の成果を挙げるための支援措置
- III 政務活動費と政策立案
 - (1) 政策立案能力
 - (2) 施策立案、課題を解決するための有効な政策をまとめること
- IV 政務活動費をめぐる問題点

1. 議員の資質向上について

議会の役割は、議事機関として設置されていることにより、多様な民意を反映した審議・熟議を十分に行うことにより議決責任を認識することが肝要で、さらに首長・執行機関に対し、相互の牽制と均衡に立った監視機能を果たすことである。そのため「議員力」及び「議会力」を常に強化せねばならない。

「議員力」とは、市民目線で様々な課題を捉え、それらを解決するために備えておくべき議員としての能力であり、「議会力」とは二元代表制の一翼を担い、市民の負託と信頼に応えていくために備えておくべき機能である。

従って、議員は特定の分野に関する高い専門的知見をもち、地域の課題把握や情報収集に努め政策提言・政策立案を行うことが求められている。自らの日頃からの自己研鑽はもとより議会として、あるいは委員会としてもその専門性の向上を高める研修等は必要である。

2. 政務活動費活用策について

政務活動費とは、議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し交付することができる。地方自治法 100 条の中に規定されている。中でも、その他の活動は、あくまで調査研究につながる活動と解釈すべきであるとの指摘があった。

政務活動費は、あくまでも議員活動費の一部であり、かつ、政策提案、委員会提案、議案修正等のための調査研究費として使用すべきであり、課題と関係ない自己研鑽などは議員報酬で対応すべきである。常に市民に対して必要性・合理性の説明責任を負うものであることの自覚が必要である。活動費の多寡は必ずしも議会改革とは連動しないが、西脇市は少ないのでは？

以上

今回のセミナーで、「議会は住民の代表機関であり、議決機関であるとされる。合議制の住民代表機関であることから、多様な民意の反映が求められており、議会は、いかに民意を反映できるかが大きな課題である」とも言われています。

議会は、監視機能を担う必要性や執行機関の牽制と均衡などの重要性を深く受け止めていくべきだと思います。

また、審議・議決・議案提出を通じた専門的事項にかかる調査、条例制定・改廃や予算の議決権など、本当に市民のためになっているのか等についても考えさせられました。

よって、議員の資質向上については、執行機関に対する監視機能・政策形成機能・政策立案機能である議会力と市民の立場からの様々な問題や課題解決に必要な議員力を強化していくべきでしょう。

次に政務活動費については、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付できる」とあります。

そのことから、常に市民に対して説明できるようにすることが重要であると思います。

そして、使途基準などを明確にし、収支報告書や領収書などをホームページに公開することが必要であり、市民に問われても説明できるか、それが議員の責任であるとも言われています。

よって、政務活動費の適正な運用として、政策提案や政策立案できるように調査研究に生かすべきだとも言われたので、今後はそれらのことを考えて使用するべきでしょう。

以上

所感

村井 正信

自治体研究所代表の高沖秀宣氏が講師をされるセミナー（受講者が積極的に参加し、あるテーマに対して意見交換を行ったり討論をする）に参加した。

講師は、2002年から2011年まで三重県議会事務局に在籍され、議会改革に取り組まれたとのこと。その経験を踏まえて、二つの課題（議員の資質向上と政務活動費活用策）について、そのあるべき姿と「議会として」の取組を述べられた。

議員の資質向上については、議員として、そして意思決定機関の議会として政策立案機能などを強化することの重要性を訴えられた。特に二元代表制の基での議会は、市長の追認機関ではないとの見解は納得できた。高沖氏は市長部局の県職員でもあったことから、議案作成にも携わっておられ、その経験からの話では、議案そのものは必ずしも完全なものではなく、市民の声を聞いている議員が、市民にとってより良くしていくために議論し、修正もあるべきとのこと。特に予算は、議会としての政策立案機能の発揮として、修正をしていく方がより良い議案になるとの意見には大いに賛同した。また、高沖氏は一般論として与党立場の議員は、議案がそのまま通るように議論をしようとしないと仰っていたが、議論に参加しないとはそういうことなのかと痛感した。

西脇市議会は議会改革度日本一とのことであるが、意思決定機関や政策立案機能などまだまだ十分とはいえないと考える。市民の声を踏まえた議員同士の熱い議論で議案をより良くしていくように努力したい。議会において、議論の重要性について理論的に把握できたことは成果と感ずる。

政務活動費についての講師の認識は、調査活動に使うものであり、その他の活動についてはごく限られた内容になり、例えばJ I A M（全国市町村国際文化研修所）の研修も議

員報酬で参加すべきである。政務活動費を使用した内容については、どのように調査研究に生かしたのかの説明責任を負うとのことである。

講師は県議会の事務局にいらっしゃったので、県会議員の報酬を想定されているのであろうかと考えられるが、町議員の報酬は17～18万円の議会もあり政務活動費を使わざるを得ない議会も多くある。その人にJ I A Mへの参加は報酬を使う、というのは議員にとって大分厳しいのではないだろうかと疑問を感じた。また、市民のなかには議員や議会が何をしているか分からないと感じている人も結構いると思うが、知ってもらう方法として議会だよりは当然であるが、議員個人や会派の会報で議会の現状を知らせることも大切なことと考える。その場合に政務活動費を使えるようにすべきと考える。

講師の話は、理論だった内容であり理解できたが、現状の中で政務活動費については、市民への説明責任を果たすことを前提に間口を広めることも必要と考える。

所感

中川 正則

第1講では議員の資質向上について、議会の役割・機能、議員の役割・資質等詳しく説明いただいた。今回の調査目的に掲げた政務活動費について関連したところを抜粋してみると、住民の代表機関として議会がいか「民意」を反映できるか、議決機関としての条例や予算の議決、長その他の執行機関に対する監視機能、議事機関として政策形成機能を担う。こうした機能を充実させるための専門性は議会が有していればいいのだが、議会機能を発揮するためには議員の専門性を高めるための研修等を絶えず行い、公聴会や参考人制度の活用を図りながら議会の専門性を高める。政務活動費の使途の範囲を考える上で十分な考慮が必要と思える。

第二講の政務活動費の適正な運用のなかで西脇市議会として心がけることとして

1. 使うことが目的でなく何のために使うかの認識を十分に持つ。
2. 住民福祉の増進のため、どのような議員活動を行うか先に決める。
3. 政務活動は実費弁償を旨とするべき。
4. 委員会、議員派遣のように公務出張ではなく、議員が自発的に行う。
5. 政務活動費は概算払いの預かり金である。
6. 収支報告は会計報告だけでなく、活動の成果報告である、住民にその成果を示すこと。
7. 議員活動を積極的に行うことを前提で調査する。本会議の質問や委員会調査、住民意見の把握や行政問題に対する解決策の模索などの政務活動にどのように活用するか。

このたびの聴講で政務活動費について改めて感じたことは使途の範囲についてである。これからの西脇市議会が取り組まなければならない議会機能を充実させるためにも公聴会の実施や、専門的知見の研修等に調査費としての活用ができるのか、政務活動費の見直しを通じて検討する必要がある。

所感

村井 公平

今回のセミナーでは、『議員の資質向上と政務活動費活用策』の研修を受けました。議員の資質向上については、従来からの研修や議会活動の中でいろいろと勉強したことであり、今回は特に当議会で課題となっている政務活動費について注力致しました。

地方自治法第 100 条第 14 項

議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第 15 項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第 16 項

議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

これら地方自治法の規定により交付されているが、どのような経費の範囲を条例で定めるかについて、それぞれの議会において適切に判断をしていくべきであるが、あくまで議会の議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものであることから、政党活動、選挙活動、後援会活動及び私人としての活動のための経費などは、条例によっても対象にすることができないと教えられた。現在検討中の当議会の政務活動費の使途基準について反映をさせたいと思っている。

政務活動費の適正な運用とは。

- 1 議員活動の成果を挙げるための支援措置で、何のために使うのかの認識をもつ。
- 2 実費弁償を基本とすべし。旅費規程にある日当等は不要である。
- 3 政務活動費を使っていく視察は、議員が自発的に行うものとの認識が重要

- 4 収支報告は、会計報告だけでなく、活動の成果報告であることを認識し、当市議会では、視察については報告しているが、書籍等の購入についても何を学んだか成果報告が必要

今回の研修において、以上の特記する事項について今後の取組を強くすることを感じた。今後の政務活動費についての際にはこれらのことを反映させていきたい。